

諮問第1号

手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮問

手数料の徴収に関する処分についての審査請求があったので、別紙の裁決書案のとおり裁決することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により諮問する。

令和6年6月4日

文京区長 成 澤 廣 修

(案)

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○

処分庁 文京区長

審査請求人が令和5年3月7日に提起した撤去自転車の引取手数料負担に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、処分庁文京区長（以下単に「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った放置自転車撤去手数料徴収処分（以下「本件処分」という。）につき、審査請求人が、自らの所有する自転車が盗難されたことの実事の認識ができず、当該自転車の撤去日に盗難届を提出することができない者に対して放置自転車撤去手数料（以下「撤去手数料」という。）を徴収することは納得がいかない等と主張して、本件処分の取消しを求めるものである。

2 本件審査請求に至る経緯

(1) 令和5年2月14日正午頃、審査請求人所有の自転車（以下「本件自転車」という。）が文京区小石川二丁目1番12号（スギ薬局小石川店）の前の歩道上に置かれていたため、処分庁から委託を受けた事業者が、本件自転車に警告シールを貼付した。

なお、当該歩道上は、文京区自転車等の放置防止に関する条例（平成7年3月文京区条例第11号。以下「条例」という。）第8条第1項に基づき指定された放置禁止区域である。

(2) 令和5年2月14日午後3時頃、本件自転車が上記(1)と同じ場所に、警告シールが貼付された状態で置かれていたところ、周辺に本件自転車の利用者と思しきものは見当たらない状態であった。

そこで、同日午後3時25分、上記事業者が、本件自転車を撤去・移送し、春日自転車駐車場において保管した。

(3) 令和5年2月28日、処分庁は、審査請求人に対して本件自転車に係る自転車引取り通知書を送付し（本件処分）、同年3月6日、審査請求人は本件処分を知った。

(4) 令和5年3月7日、審査請求人は、審査庁に対して、本件処分に係る審査請求の書面を提出した。また、この頃、審査請求人は、本件自転車に係る盗難届を警察署に提出した。

(5) 令和5年3月25日、審査請求人は撤去手数料4,000円を支払い、本件自転車を引き取った。

(6) 審査請求人は、撤去手数料の減免に関する問合せは処分庁に対して行っているが、文京区自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成7年6月文京区規則第33号。以下「規則」という。）第8条第2項に

基づく減免申請は行っていない。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、条例第14条第1項の「利用者等」に原因者として所有者も含まれるとし、理由として所有者が放置をしたものと推定されるからである旨を主張するが、自転車を盗まれた身からすれば、一方的な推定であり、そのように推定する根拠を示すべきであるにもかかわらず、そのような根拠は何ら示されていない。

同項の「利用者等」の定義が明確でないこととあわせて、所有者であっても盗難の被害者に撤去手数料を負担させるのはおかしい。

- (2)ア 盗難届の提出日が撤去日以降である場合の撤去手数料の負担につき、これを免除しないと取扱いは、自己で放置した自転車を撤去された場合において、事後的に盗難届を提出することにより、手数料の負担を免れることを防ぐ措置として理解はできる。しかしながら盗難されたことの事実の認識ができず、物理的に撤去日に盗難届が提出できない純粋な被害者においては極めて納得のいかない一方的な処分である。

審査請求人においては、その居所であるマンション内に駐車していた自転車が、居住者ないしは侵入者に盗難されたものと推定され、その盗難されたと認識できた時点は撤去日である2月14日を大きく経過しており、その後管理組合、防災センターに相談を始めたところに、本処分に係る通知書が送付された、という経緯である。

- イ 上記アの具体的な時系列としては、おおむね以下のとおりである。

(案)

ただし、それらの裏付けとなる客観的資料は提出できない。

- ① 令和5年2月10日午前7時30分頃、近隣のジムのオープン時間に合わせて本件自転車でジムに向かった。しかし、同日はジムが閉まっていたため、そのまま居所であるマンションに戻った。このような経緯から、本件自転車を最後に使用した時刻は午前7時35分であると認識している。

マンション内の自転車駐車場にはキーでの認証を必要とするエレベータで入り、駐車場内の所定の位置に無施錠で駐車した。なお、自転車駐車場を出るときにはキーの認証は不要である。

撤去前に本件自転車を使用したのは、それが最後である。

- ② 令和5年2月11日から13日にかけては、遠方に出張していた。
- ③ 令和5年2月14日の朝、本件自転車が自転車駐車場にないことに気が付いた。
- ④ 令和5年2月16日頃、記憶違いもあり得るため、さらにマンションの管理組合や防災センターに問い合わせた。しかし、防犯カメラの映像を見せてもらうことはできなかった。

- (3) 放置自転車の問題はよく理解できるが、一律一方的な処分ではなく、事情説明書の提出や詳しい陳述を行わせ、柔軟で納得感のある手続とすべきである。盗まれた身とすると見つかったことはよかったが、被害者の感情としては釈然としないところもある。マンション居住者等のように常に自転車の存在の有無に気付けない人間もいることを理解してほしい。
- (4) 処分の撤回を求めているというよりも、変化の激しい世の中において、前例踏襲の習慣がついていると考える力、変化への対応ができず、人間

(案)

的成長の犠牲となり、閉塞感のある職場、将来に希望の持てない職場、そして、優秀な新入職員が敬遠する職場になるのではないかととても危惧する。少しでも変化、改革をしてほしい。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、駅周辺の道路等における自転車等の放置を防止するため、放置禁止区域を定め、放置自転車の撤去を行っている。本件自転車は、既に令和5年2月14日時点で、上記第1の2(1)及び(2)の経緯のとおり、放置禁止区域内に放置されていたことから、同日に撤去を行ったものである。

撤去した放置自転車については、条例第14条第1項に規定する「利用者等」、すなわち原因者から、同条及び別表の規定により、4,000円の撤去手数料を徴収しており、本件自転車についても、令和5年3月25日の審査請求人への返還時に4,000円を受け取った。この手数料は、原因者負担の考え方に基づくものであり、所有者が利用者と推定されることにより、撤去・移送・保管等に要する必要な費用（撤去・移送の作業のみで概ね1台当たり1万7,000円）の一部を原因者に負担してもらうものである。

撤去手数料の免除に関しては、規則第8条第1項第1号で、撤去日の前日までに盗難届が出ている場合は手数料を免除としている。これは、原則は上記のように手数料を負担してもらうが、他の区民の視点から見ても、負担を免除することがやむを得ないと考えられる場合に、それを免除するというものである。

なお、審査請求人からは盗難届の提出もされていなかった。また、審査請求人から自転車の盗難に関する経緯等についての説明はあったが、

(案)

審査請求人の主張以外の客観的な資料が存在しないものであった。

以上から、審査請求に理由はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 審査請求人は、盗難された事実を撤去日までに認識できない純粋な被害者にとっては極めて納得がいかない旨を主張するが、撤去日以降に提出された盗難届については、それが盗難であったのか撤去により所在が不明になったものかが分からず、また、自身で放置した自転車に事後的に盗難届を出すことによって手数料の負担を免れることが可能になってしまうことから、免除対象となるものは撤去される以前に盗難届が出ている自転車に限るものとしているものであり、当該取扱いは合理的なものである。

(3) 審査請求人は、一律一方的な処分ではなく、事情説明書の提出や詳しい陳述を行わせ柔軟で納得感のある手続にすべき旨を主張するが、事情説明書や詳しい陳述についてはあくまで自転車を撤去された本人からの主張の域をでないものであることから、それにより免除の手続を行うことはできないものであり、当該取扱いは合理的なものである。

なお、盗難届に代わり、自転車が盗難されていたことが分かる客観的な資料の提出があれば、規則第8条第1項第2号の「区長が特に必要があると認めるとき」として免除とすることは可能である。実例としては、防犯カメラの映像から第三者により盗まれたことが確認できたケースがあり、想定される事例としては、撤去日当日であっても撤去前に盗難届が提出されていた場合がある。また、他に同号で免除が想定される場合としては、利用者が交通事故に遭ってそのまま自転車を放置せざるを得なかった場合が挙げられる。

第3 理由

1 調査審議の経緯

- (1) 令和5年3月7日、審査請求人は、本件審査請求を提起した。
- (2) 令和5年3月10日、審理員が指名された。
- (3) 令和5年4月4日、処分庁から弁明書が提出された。
- (4) 令和5年4月20日、審査請求人から口頭意見陳述の申立てが行われた。
- (5) 令和5年5月12日、審査請求人及び処分庁出席の下、口頭意見陳述が実施された。また、審査請求人から、反論書を提出しない旨の申出がなされた。
- (6) 令和5年6月9日、審理員から審理員意見書が提出された。
- (7) 令和5年7月6日、文京区行政不服審査会（以下、「審査会」という。）に諮問を行った。
- (8) 令和5年11月30日、審査会において審議を行った。
- (9) 令和6年3月22日、審査会において審議を行った。
- (10) 令和6年3月25日、審査会から処分庁に対し、調査を行った。
- (11) 令和6年3月28日、処分庁から調査に対する回答を受理した。
- (12) 令和6年5月15日、審査会から答申書を受理した。

2 本件処分に係る法令上の根拠について

- (1) 文京区自転車等の放置防止に関する条例（平成7年3月文京区条例第11号（本件条例）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

(案)

当該各号に定めるところによる。

- ① 自転車等 自転車及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- ② 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- ③ 放置 自転車駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。
- ④ 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等を駐車するための施設をいう。

（自転車等利用者の責務）

第5条 自転車等の利用者は、道路、公園その他の公共の場所に自転車等を放置することのないよう努めなければならない。

（放置禁止区域の指定）

第8条 区長は、自転車駐車場が整備されている地域で、自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されていると認める場所を自転車等の放置を禁止する区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

（自転車等の放置禁止）

第9条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

（放置禁止区域内の放置自転車等の措置）

第10条 区長は、前条の規定に違反して放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(案)

(撤去した自転車等に対する措置)

第12条 区長は、第10条又は前条第2項の規定により放置された自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により保管した自転車等を利用者に返還するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(費用の徴収)

第14条 区長は、保管した自転車等の引渡しに際し、その利用者等から撤去及び保管に要した費用を徴収することができる。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、別表のとおりとする。

(別表・・・自転車につき、4,000円と定めている。)

(2) 文京区自転車等の放置防止に関する条例施行規則(平成7年6月文京区規則第33号(本件規則))

(費用の減免等)

第8条 条例第14条第1項ただし書の規定により撤去及び保管に要した費用を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

① 盗難された自転車等について、撤去の前日までに警察署に盗難届を出しているとき。免除

② 前号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。減額又は免除

2 前項の規定により撤去及び保管に要した費用の減額又は免除を受けようとする者は、引渡・減免申請書兼受領証により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(案)

3 本件処分に係る関連法令について

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

4 本件処分について

(1) 本件処分に先立つ本件自転車の撤去処分について、審査請求人は争うものではないが、撤去処分が違法又は不当であるならば、本件処分についても違法又は不当になると考えられる。

(2) この点、本件自転車は、条例第8条第1項の規定に基づき指定された放置禁止区域において、条例第10条において定める「放置」の状態にあり、処分庁は、同条の規定に基づいて本件自転車を撤去したと認められる。また、保管については、処分庁は、撤去した本件自転車について法第6条第1項及び条例第12条第1項の規定に基づいて保管を行ったものと認められる。したがって、本件自転車の撤去等処分において、違法又は不当な点は見当たらない。

(3) 次に、本件処分について検討する。

(案)

審査請求人は、本件自転車を最後に利用したのは令和5年2月10日午前7時35分頃であり、その後、本件自転車は同時点から同月14日朝までの間に盗難に遭い、その窃盗犯により放置の状態に置かれたことが推測されることから、盗難の被害者である審査請求人が撤去手数料を負担するのは納得がいかないと主張する。これは、審査請求人が条例第14条第1項に規定する「利用者等」に当たらない旨を主張していると解することができる。このような審査請求人の主張を裏付ける客観的な資料は一切提出されていない。

- (4) また、審査請求人は、規則第8条第2項の規定に基づく減免申請を行っておらず、審査請求人が警察署に盗難届を提出したのは令和5年3月7日頃であるため、同条第1項第1号に規定する「撤去の前日までに警察署に盗難届を出している」場合に該当しない。さらに、同項第2号に規定する「区長が特に必要があると認めたとき」であると認めるに足りる客観的資料が一切存在しないことから、同規定を適用することはできない。
- (5) したがって、本件処分に違法又は不当な点は見受けられない。

第4 結論等

1 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

2 文京区行政不服審査会の答申

なお、文京区行政不服審査会は、審査庁からの諮問に対する答申において、以下のとおり答申している。

(案)

条例第14条第1項では、「その利用者等から撤去及び保管に要した費用を徴収することができる。」旨を規定している点について、処分庁は、放置状態の原因を作った者を実務上「原因者」と定義し、その原因者から手数料を徴収するとした上で、さらに、実際に自転車を利用する者が放置状態を作ることが想定されるため「利用者を原因者と推定する」としている。

盗難自転車の所有者（盗難の被害者）は、自身が原因となって放置状態を作り出したものではないため、自転車が盗難に遭ったことを証明できるのであれば、原因者には含まれないこととなり、手数料の納付義務はないと考えられる。ただし、被害届の提出時期を問わないとすれば、事実上手数料負担を免れるために被害届を事後に提出することも生じうるため、規則第8条第1項第1号で被害届の提出時期を限定したことには実務上の合理性がある。

しかし、一方で、真の盗難被害者をも「原因者として推定し」手数料徴収の対象とされることは、盗難被害者にしてみれば不条理に感じることも理解できるため、このことについて、審理員は、受益者負担の観点を付加したのが「利用者等」の解釈になると述べている。もっとも、受益者負担の観点を付加して解釈することは「利用者」のままでも可能と思われるが、いずれにせよ「原因者負担に受益者負担の観点を付加する」のであれば、処分庁にあっては、手数料徴収に当たって、必要に応じ、対象者に丁寧に説明されるよう要望する。

さらに、処分庁が、法令上の規定がないにもかかわらず、しばしば「推定する」という表現を使用しているということは、法解釈上適切とは言えないため、注意されるよう要望する。

(案)

令和6年 月 日

審査庁 文京区長 成 澤 廣 修

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。